

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成25年6月20日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年6月20日（木曜日）

午後2時20分開議

午後2時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第21号 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長 山口 ゆたか
副委員長 橋口 海平
委員 鬼海洋 一
委員 岩下 栄一
委員 大西 一史
委員 水室 雄一郎
委員 溝口 幸治
委員 高木 健次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

午後2時20分開議

○高木健次委員 今回のやり方というのは、非常に私たちも憤りを感じている。方法として、地方交付税、地方固有の財源を減らして、国がここまで手を突っ込んでこういうやり方で来たのかと、方法論に対して非常に憤りを感じるわけですね。

国が金がないときには、やっぱり地方がそれはそれなりの金を持ち寄って国を助ける、国を興すというその基本的なことはよくわかるんですけども、方法に対して非常に憤りを感じているということからすると、今回、県のほうは、今定例会でこの案を了承したいという、知事苦渋の決定だろうと思うんですけども、県内でも、市町村が――我々県議

会としては、制度としておかしいやり方だし、おかしいけれども、国の呼応に従ったという面と、市町村の――今回どういう形となるかわかりませんが、新聞等によりますと、幾つかの市町村が否決をしたというような状況も出ているわけですね。ということは、やっぱり自分たちがこれに対して反発して反対をするのがまともなことなんだということをやった市町村のその答えに対して、非常に県民やら市民あたりからの今度は非難とかいろいろなことが出るんじゃないかな、物議を醸すんじゃないかなと、いろいろ功罪も出てくるんじゃないかなという感じがするわけですね。

ですから、県議会、県としては、国のこういうやり方に呼応して先駆的にやれば、その決定は市町村にまで波及して、非常に市町村のほうも戸惑うんじゃないかなという感じがするわけですね。ですから、その辺の整合性といいますか、恐らく、まあどうなるかわかりませんが、市町村でも幾らかの自治体が否決やら反対をするかもわからぬ。そのとき、県としての、何といいますか、市町村に対する言いわけじゃないけれども、説得とか、そういう県が持っている気持ちというのはどういう形であらわしていくのかなと非常に心配するわけですね。まあ、それぞれの自治体だから、勝手にそれはやればそれで済むことだけれども、その辺である程度県のほうから先導したような形になりはせぬかなという感じもするわけですが、いかがでしょうか。

○金子人事課長 市町村のほうでは、減額の方針を既に決定して議会に上程しているところもありますし、委員御指摘のように、数市

町では議会のほうで否決するというような動きも出ているようでございます。

ただ、これについては、最終的には市町村の議会できちっと議論をされて決定されているものだと思いますけれども、いずれにしても、どの市町村であっても、交付税が結果的に減らされている状況は変わらないわけですので、そこら付近の状況あたりは県のほうできちんと説明しておく必要があるんじゃないかと思っております。

○高木健次委員 だから、やっぱり今言ったように、いや、これはちょっとやり方がおかしいということで否決とか減額を渋ったりとかいう決定が出たときには、非常に、何というか、風当たりというのが、逆におかしいと思ってやらなかったところに行くんじゃないかなという感じもするものですから、その辺の対策、対応はいかがなものかなと。部長、いかがです。

○岡村総務部長 それぞれの団体によっていろいろ御議論が起きているんだと思います。九州各県、それぞれいろいろ議論があって、大体まとまりつつございますし、県下の市町村においてもいろいろ議論が起きていると思います。

今回の交付税の削減だけではなくて、実はそれぞれの自治体で給与の水準というものを見られておまして、国がカットした後の給与と比べてもまだ、いわゆるラスパイレス指数を一般的に使いますが、それがまだ100を割っている団体もございます。そういった団体は、もうこれ以上職員の給与を下げる必要はないのではないかという議論もあるやに話を聞いております。

一方では財源論の話もありながら、一方では、先ほど賃金というお話がございましたけれども、生活給与としての実態もあるわけでございますので、そういったことをおもんば

かって今回はしないというところも現実的にはあるようでございます。

また、国と同じような率を用いずに、その辺の水準を見ながら、例えばその中間の率でありますとか、その実態に合わせた率を適用されるようなところも出てきております。そこは現実問題として交付税の削減は多少なりともあっておりますので、そこは議会を含めたところでの御議論をいただいて、それぞれの住民のほうにきちっと御説明していただくということがまず第一義かなというふうに思っておりますので、先ほど高木委員がおっしゃったものだけではなくて、いろんな要素があるということをお理解いただければと思います。

○高木健次委員 いろいろ話も出ましたからね。とにかく、これを今からやっぱり何回も、国の一方的なやり方に、はい、これでいいですよというふうに出さないように、今回は苦渋の決断だけれどもというような形で国にしっかりこれからも物申して行ってほしいと、いろんな場面で。そういうことをお願いして、私のほうは終わりたいと思います。

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成25年6月26日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年6月26日（水曜日）

午前10時2分開議

午前11時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成25年度熊本県一般会計補繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第9号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

請第29号 消費税増税の実施中止を求める意見書の提出に関する請願

報告事項

- ①市町村合併の効果と課題等について
- ②熊本県情報化施策推進方針（案）について

出席委員（8人）

委員長 山口 ゆたか
副委員長 橋口 海平
委員 鬼海 洋一
委員 岩下 栄一
委員 大西 一史
委員 氷室 雄一郎
委員 溝口 幸治
委員 高木 健次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

午前10時2分開議

○高木健次委員 15ページの情報企画課かな、これは。

企画推進費で、情報通信格差是正事業費補助で3億4,000万、おおむね山間地域といえますか、僻地、なかなか携帯電話が届かない、電波が届かないところの整備事業だと思うんですけども、これは五木村ほか何カ所ぐらいあるんですか。

○家入情報企画課長 今回の追加分は五木村だけでございます。鉄塔が15基というふうになっております。

○高木健次委員 かなり各通信会社がいろいろ今まで整備をやってきて、相当、まあNTTにしても、KDDあたりにしても、大分つながるところの範囲が広がってきていると思うんですけども、県全体でそういう電波がまだつながらないというところが何%県土の中であるのか、その辺わかりますか。

○家入情報企画課長 県内の世帯でいいますカバー率というのが、ただいま99.7%ということで、0.3%が残っております。残りの部分につきましては、非常に事業者の採算性というのが課題になっておりまして、なかなか最後のほうが進みにくい状況になっているということでございます。

○高木健次委員 これは、その補助率というのは、業者と幾らかずつ割合的にやるわけでしょう。全額県が補助するわけではないですよ。割合というのは何%ですか。

○家入情報企画課長 今回計上させていただいております予算につきましても、これは全

額国庫の補助で、補助率が3分の2となっております。残りの3分の1を地元の市町村と事業者が協議によりまして分担すると。市町村の負担につきましては、過疎債、辺地債、利用できるところにはそういった交付税措置のある起債も充当できるというような仕組みになっております。

○高木健次委員 あと0.3%ということは、あとわずかということですよ。そういうことで、これは早く、いろいろ災害対策関係からしても非常に早く進めてほしいと思いますけれども、ただ、通信会社、いろいろNTTとかありますよね。大体この申請をしてくるというのは、市町村から上がってくるのはこの通信会社が多いんですか。

○家入情報企画課長 ちなみに、今年度整備します当初予算で上げております八代市及び今回追加で上げております五木村については、NTTとなっております。

○高木健次委員 22ページの税条例の改正ですけれども、(2)(3)番、サ高住の減免措置ですか、それと、適用期限をあと27年の3月まで延期するということですが、これはやっぱりサ高住あたりの需要に鑑み、県が推進している福祉の向上につながるこういう住宅を、どんどん今からつくってほしいということでの減免対策あるいは適用期限の延期につながることをしての税条例の一部改正なんですか。

○渡辺税務課長 基本的には地方税法の改正に伴う改正でございますけれども、全般的な措置としましては、今委員御指摘のとおりだというふうに理解しております。

○高木健次委員 じゃあ、やっぱり県としては、まだこのサ高住あたりの施設をつくっていかねばならないからということでのこの税条例の改正だと思うんですけども、それに間違いはないんですか。

○渡辺税務課長 方針として明確なものがあるかどうかちょっと今のところ把握しておりませんけれども、民間のほうで、そういう事業に取り組みやすい環境整備ということでの適用期限の延長であるということでございます。

○高木健次委員 わかりました。

もう1つ、衝突軽減ブレーキを搭載した車の改正なんですけれども、これはバスを追加するということですが、対象はトラックですか、今まではほとんど。

○渡辺税務課長 これまではトラックのみでございましたけれども、昨年バスの高速での事故を踏まえまして、バスまで対象を拡大したものでございます。

○高木健次委員 これは、非常に申請といたしますか、こういう搭載した車がどんどん出てきているというふうに解釈していいんですかね。

○渡辺税務課長 昨年始まった制度でございまして、今のところ数字はちょっと把握しておりませんけれども。

○高木健次委員 わかりました。以上です。